



<著者>Profile

弁護士 橋本 昭夫

昭和47年に現在の橋本・大川合同法律事務所を開設。以来、上場企業をはじめとする数多くの企業の顧問弁護士に就任し、労働問題や債権回収、M&A、民事再生事件など、企業を取り巻く様々な法律問題の解決に携わっている。札幌商工会議所中小企業相談所専門相談員

労働災害補償保険法

Q いわゆる「労災」制度は、何のためにあるのでしょうか。

A 労働基準法は、労働者の業務上の災害について、使用者の過失の証明を不要として、使用者が一定の補償をしなければならぬものと定めています（労働基準法七十五条）。

しかし、使用者にその補償能力がなければ、その規定も「絵に描いた餅」になってしまいます。

そこで、国家が保険制度を運営し、使用者が義務としてこれに加入して保険料を負担することで、労働災害に遭った労働者が補償を受けることができるようにしています。

Q どのような場合に労災保険に加入しなければならないのでしょうか？

A 原則として、労働者を一人でも雇用していれば、強制適用事業とされ、労災保険に加入しなければなりません。

例外として、農林水産業や林業を個人で経営し、五人未満の労働者を使用する

事業のうち一定のものについては、暫定任意適用事業として、厚生労働大臣の認可があつてはじめて保険関係が成立します。

Q どのような場合に労災保険が支給されるのでしょうか？

A 大きく分けて①業務災害と、②通勤災害があつたときに支給されます。

Q ①業務災害とはどのような場合をいふのでしょうか？

A 業務災害とは、業務が原因となつて起きた負傷・疾病などをいい、労働者が労働契約に基づき事業主の支配下にあることに通常伴う危険が現実化したために起きた災害をいいます。

したがって、事業場内で業務に従事した場合に生じた災害については、原則として業務災害といえますが、事業場内で発生したといえども、自然現象や私的逸脱行為などによる場合には、「通常伴う危険が現実化した」とはいえないので、業務災害とはいえません。

Q ②通勤災害とはどのような場合をいふのでしょうか？

A 通勤による負傷・疾病などをいいます。

Q どのような場合に通勤災害であるとされるのでしょうか？

A 自宅を出て職場までの合理的な経路および方法による通勤途中に生じた災害などがこれにあたります。

経路が合理的であれば、寝過ごしによる遅刻により、少々通常の通勤時刻とずれても通勤災害とされます。

ただし、午後の出勤にもかかわらず、朝早くから住居を出るなど、所定の就業開始時刻とかけ離れた時刻に会社に行くときに生じた災害や、日常生活上必要でない寄り道をした後に生じた災害などは、通勤災害とは認められません。

具体的にどのような場合に労災に該当するかについては、弁護士などの専門家に相談するのがよいでしょう。

橋本・大川合同法律事務所

札幌市中央区北四条

西二十丁目一―二八

☎〇一一六三一―二三〇〇